

社会福祉法人上塩保育園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上塩保育園（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、下表の通り報酬等を支給する。

役職名	報酬の額
評議員	年額 5,000円
理事	年額 5,000円
監事	年額 5,000円

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(出張旅費)

第4条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、下表により報酬および旅費等を支給することができる。

旅費	宿泊費（日額）	日当	車賃（1kmにつき）
実費	10,900円	1,300円	22円

2 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととする。

第5条

(評議員選任・解任委員)

評議員選任・解任委員は、委員会開催において、無償とする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和1年12月25日から施行する。